

保育を必要とする事由とそれを証明するための必要書類について

※父母それぞれの書類が必要です。

保育を必要とする事由		必要な書類
1	就労 (外勤、自営業) * 自営業：本人・三親等以内の親族が代表者の法人組織等で勤務している方	①「就労（予定）証明書」（所定様式） * 勤務先に記入を依頼する際は、記載要領を必ずお渡しください。 * 勤務日数、給与支給実績、育児休業期間等、記入漏れが無いものをご用意ください。 * 産前産後休暇、育児休業の場合も書類の提出が必要です。 ②「スケジュール表」（所定様式） * シフト制や複数の就労先で就労している等により就労時間が不規則な場合は提出が必要です。 ※月48時間以上の就労が最低要件となります。
2	求職活動	① ハローワーク受付票の写し（ハローワークで発行） ※認定期間は3か月間です。
3	疾病・障がい	① 診断書（最近3か月以内に発行された保護者が保育にあてられない状況と通院頻度が明記されているもの）、特定医療費（指定難病）受給者証の写し、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳等の写し
4	介護、看護	①「介護・看護状況申告書」（所定様式） ② 被介護者・被看護者の診断書（最近3か月以内に発行されたもの）、または身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等、介護、看護を必要な状況がわかるもの ③「スケジュール表」（所定様式）
5	就学	① 在学証明書（原本） ②「スケジュール表」（所定様式）
6	妊娠・出産	① 母子手帳の写し（表紙及び <u>出産（分娩）予定日の記載があるページ</u> ） ※認定期間は出産予定月とその前後2か月の計5か月間です。
7	父母どちらかが不存在	① 戸籍の写し等家庭の状況がわかるもの、または離婚の受理証明書、ひとり親世帯が受けることのできる手当の受給証明（児童育成手当）等 ※ 離婚調停中の場合：調停中であることを証明する裁判所の書類等 ※ 内縁関係、同棲関係、離婚後同居している等の場合には、証明書類が提出されても、ひとり親世帯とは認められません。

☆ 所定様式については、三鷹市子ども育成課（市役所本庁舎4階44番窓口）で配布しているほか、「みたかきっずナビ（<https://kosodate-mitaka.mchh.jp>）」からダウンロードしてご利用ください。

【保育を必要とする事由の要件が変わった場合】

世帯の状況や、就労状況など保育を必要とする事由に変更があった場合は、速やかに「家庭状況変更確認書」（所定様式）を証明する書類とともに提出してください。

みたかきっずナビはこちら



問い合わせ先

子ども政子ども政策部子ども育成課私立学校・幼稚園係
電話 0422-29-9674